

住居確保給付金変更支給決定された方へ

1. 変更支給の時期と方法

変更申請月に支払うべき家賃の分以降の支給額から変更します。変更申請月に支払うべき家賃の分については、変更前支給済分との差額を申請月の翌月の27日前後に杉並区から新規申請時に提出した「入居住宅に関する状況通知書」記載の不動産媒介業者等の口座へ振り込みます。

(例) 1月に変更申請受理の場合、1月に支払うべき家賃(2月家賃相当分)から変更します。

1月27日に支給済の変更前支給済分との差額を2月27日頃に振り込みます。

※ 支給期間が継続している場合は、2月に支払うべき家賃(3月家賃相当分)も振り込みます。

2. 変更支給決定後の手続き

同封の変更支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等へ提出してください。

【問合せ先】

くらしのサポートステーション

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並1階

☎03-3391-1751

申請書類についての詳細は、杉並区HPの「住居確保給付金の支給事業」ページに掲載しています。

ダウンロードできない場合は、くらしのサポートステーションへご連絡ください。

※ただし 1. 支給の時期と方法についてはこちら

杉並区 杉並福祉事務所 生活自立支援担当

☎03-3393-0737